

2025年度予算編成及び施策に対する提案

2024年9月4日

立憲民主・無所属の会さいたま市議団

2024年9月4日

さいたま市長 清水 勇人様

立憲民主・無所属の会さいたま市議団
団 長 阪本 克己

2025年度予算編成及び施策に対する提案

私たち立憲民主・無所属の会さいたま市議団は、12名を擁する市議会第一会派として、その責任と役割を自覚し、会派基本方針「市民と共に明日を創る」のもと、議会活動を展開しております。

財政の硬直化が進んでいる中で、世代間の公平性の担保や持続可能な財政運営のためにも、スクラップ&ビルドが重要です。私たちの会派では、予算の削減（スクラップ）も併せて提案させていただきます。ビルドしていく際には、より市民ニーズや公共性、政策効果が高いことなどに十分に配慮する必要があります。

多くの市民や各種団体からさまざまな声をいただき、会派内における議論を重ね、『2025年度予算編成及び施策に対する提案』を取りまとめました。当事者の声やそこから見えてくる制度の挟間を埋め、さまざまな問題解決を行っていくためにも、今後の具体的な予算編成や施策展開において、私たちからの意見を反映していただくよう、強く要望いたします。

1. 『誰ひとり取り残さない』視点での施策展開

- ① 市長マニフェスト「人権尊重と多文化共生の地域社会を目指す」の実効性を高めるために、各所管とも連携して差別事案の把握につとめるとともに、ヘイトスピーチやヘイトクライムにも毅然と対応すべく条例制定を含めた取り組みを着実に進めること。
- ② インターネット上の誹謗中傷等の防止と被害者支援等に関する条例に基づく、ネットリテラシー教育・啓発と相談体制の充実に努めること。
- ③ 困難女性支援法施行にあたり、市民周知のさらなる徹底、オンラインを含めた相談体制の整備、相談員の確保と処遇改善、各部局との連携強化、アウトリーチ活動などを積極的に行うこと。
- ④ ひとり親家庭に対する支援制度・事業の周知を徹底し、個々のニーズに対応した支援が行われるようにすること。
- ⑤ 障害の有無や年齢によらず、共に学び、理解を深めることのできるユニバーサルスポーツを行える機会を創出すること。

2. 市政の透明化・情報発信強化と市民参画の推進

- ① 「さいたま市の憲法」としての自治基本条例制定に向けた取り組みを再開すること。
- ② 子どもや若者を対象とする議会を創設し、高校生ファシリテーターを養成・活用し、子どもの意見反映や提案を事業化すること。また、子どもが関わる施策に当事者意見を反映させる義務付けられたことから、その反映過程や内容を公表すること。
- ③ 子どもの提案制度は、子どもたちにわかりやすい情報を発信し、小学生からの対象年齢とオンライン申請の24時間受付に拡大すること。
- ④ 現在の文書規則の対象外である市の外郭団体や指定管理者等の保有する市施設の運営に関わる文書も「公文書」として位置づけて、情報公開の充実や安易な廃棄処分がなされないような措置をとるための条例整備を図ること。
- ⑤ 教職員が受けた相談内容等については、規則を定めた上で記録し、義務教育修了3年後まで保管すること。

3. 事業等の見直しによる新たな財源確保

- ① 郵便局証明書等発行事務事業を廃止すること。
- ② 「さいたまMY SCHOOLファンド」の周知により寄附を増やし、寄附者を学校のフェンス等を活用し掲示すること。
- ③ 長寿祝金の支給の在り方を見直し、健康寿命延伸策実施を拡充すること。
- ④ さいたま市融資制度の実施を継続するにあたり、予算規模の妥当性と制度の効果等を検証すること。

- ⑤ 外部専門家（社会保険労務士）の調査業務委託で「消えた年金」の回復により生活保護費などの支出減を図ること。
- ⑥ 行財政シンカ推進会議の更なる活用による行革を推進すること。

4. すべての子どもに学びと成長の機会充実

- ① スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを増員し、児童・生徒一人当たりの対応時間をこれまで以上に増やすこと。また、子どもの個別支援に関しては、教育委員会だけではなく、市長部局や地域とさらなる連携を深めた支援体制を構築すること。
- ② 各校のS o l a る一むの稼働状況を把握し、特に稼働しているところではスクール・アシスタントを増員し、現場の負担軽減を図ること。
- ③ 長野県を参考にフリースクール認証制度を開始し、基準に合致する運営者へ人材育成のための研修等を含め補助を行うこと。
- ④ 学校外の多様な学びの選択肢の1つであるフリースクール等に通う児童・生徒への経済的負担を軽減すること。
- ⑤ G r o w t h について、あんしんメールを活用し、HPや動画のリンクを配信して、周知徹底を図ること。
- ⑥ 外国ルーツの児童生徒と保護者に対する初期対応の充実と中学卒業後の進路保障に向けた取り組みの推進すること。
- ⑦ 長期欠席者や長期欠席者傾向の子どもたちに健康診断を行うこと。
- ⑧ 助産師等による思春期保健事業を全校で実施し、少なくとも小学校6年間に1回、中学校3年間で1回は、体系的に包括的性教育が実施されるようにすること。
- ⑨ 包括的性教育に関する学校図書、カードゲームや動画などの補助教材、啓発ツール類を充実させ、活用すること。
- ⑩ 各学校が自由に使用できる予算が少ないため備品の更新が不十分なことや、学校中規模修繕を待たずに雨漏りやトイレの洋式化を進めるために、教育委員会の総予算を大幅に増やすこと。
- ⑪ 学校施設に断熱や換気の設備を導入すること。また、エアコンを全市立学校の特別教室及び給食室にも速やかに設置すること。
- ⑫ 学校図書に対して教育委員会からの十分な予算措置を図ること。
- ⑬ 児童・生徒1人1台のタブレットの貸与において、修理等で手元から離れる期間をなくすため、代替機の十分な確保を図り、更新に向けた計画を策定して学習機会を確実に保障すること。
- ⑭ 主権者教育を推進するため、市内の中学校が身近な市議会の見学等を検討すること。

5. 社会全体で子どもと若者を支えるまち

- ① 子ども基本法の制定を受け、「こどもまんなか社会」の実現に向けて（仮称）さいたま市子ども基本条例の制定に向けた取り組みを進めること。
- ② 川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」のように、子どもの当事者性を尊重する機関を設置し、深刻化・重大化する前に相談・調査する機関を設置すること。
- ③ 若者の性被害、特に未成年の望まない妊娠について、保健師、助産師と連携し、気軽に相談できるLINE等を活用した市独自の窓口を設置すること。
- ④ プレイパークの設置とプレイワーカーの育成支援に向けて関係団体と協働してガイドラインを作成し、研修を行うこと。
- ⑤ 公共施設を活用して、長期欠席児童生徒を含めた子どもたち・若者の居場所の設置をすること。また、公共施設の空きスペースを活用し、イス、テーブルを設置し勉強できる場を設けること。
- ⑥ 日本財団子ども第三の居場所助成事業（常設モデル）を活用して、重点を置く必要のある地域に「子ども第三の居場所」を設立し、3年後に「児童育成支援拠点」に発展させること。
- ⑦ 短期間での退職者がある園があるため、各園の保育士や保育士以外の職種の配置人数、勤続年数や退職理由の公表をすること。
- ⑧ 保育士宿舍借り上げ支援事業と同様の事業を創設し、幼稚園教諭や児童養護施設等の児童福祉施設に勤務する保育士も加えること。
- ⑨ ヤングケアラーとその家族の相談窓口である行政の各機関や学校、民間支援団体とのさらなる連携強化とネットワーク化を図ること。
- ⑩ 宗教2世への相談支援の体制を構築すること。

6. 子育て世代に行き届く支援体制の構築

- ① 産後ケア事業のきょうだい児や多胎児や4か月以降の受入を可能とすること。
- ② 産後ケア施設整備費の補助を行うようにし、また持続可能な運営のため双子加算の増額や宿泊及びデイサービス補助額の引き上げを行うこと。
- ③ 産後ケア事業の対象利用者拡大と利用料金のさらなる負担軽減を図ること。
- ④ 多胎児の家族が、妊娠期から、プレママパパクラスにオンラインで参加可能とし、ピアサポート支援を充実させること。
- ⑤ 子育て支援センターの駐車場を整備すること。または周辺のコインパーキングの自己負担を軽減するため補助すること。
- ⑥ 医療ケア児の家族におけるレスパイトの機会を拡充する等の支援促進を図ること。
- ⑦ 担い手確保のため、放課後児童クラブ入室審査選考基準に、保育園や放課後児童クラブ等での勤務を加点対象とすること。

- ⑧ 放課後児童クラブ運営事務に関する保護者負担を軽減するため、制度が最大限活用できるよう委託契約説明時の資料と動画等を公開し、Q&A等も公開すること。
- ⑨ 放課後居場所のモデル事業が開始されたことを踏まえ、さいたま市の放課後児童クラブのあり方を見直すこと。
- ⑩ 居場所事業導入後、利用者が減少する放課後児童クラブに対する運営支援を行うこと。
- ⑪ いじめ重大事態の調査の際に開催される委員会の委員報酬を、職務時間に応じて支払う時間制報酬とすること。
- ⑫ 意見表明等支援事業の支援員の報酬に関する予算を十分に確保すること。
- ⑬ 子どもがいる離婚前の家族に対して市営住宅へ入居を可能とすること。

7. すべての市民の健康増進と福祉向上

- ① HPVセルフチェック検査の導入と男性HPVワクチン接種の助成をするよう積極的に国に働きかけること。
- ② 視覚障害者の社会参画に向けて情報収集に重要な役割を果たすスマホ教室や同行援護支援の拡充を行うこと。
- ③ 物価高騰対策として高齢者のおむつ支給利用券の上限を引き上げること。
- ④ 福祉局職員に向けた障害者理解に向けた研修について、今までの講義型に加えて、障害者が講師として行うワークショップ型のDET研修も採用すること。
- ⑤ 制度の狭間や民間が受入れ困難な事例に対応するための最後の砦となる施設を公的責任で十分な予算を確保した上で設置すること。
- ⑥ 民間で充足されている障害福祉サービスを本市の事業として統合設置する際は不足する相談支援事業所とし、相談支援を受けられず、セルフプランで対応しているサービス利用者を減らすこと。
- ⑦ 高齢者の生活支援体制整備事業のさらなる拡充のため、コーディネーターの増員を図ること。
- ⑧ 薬剤師を地域における予防医療や健康指導に活用し、市民のセルフケア推進のための啓発事業を協働して実施すること。
- ⑨ ケアマネージャー不足に対応するため、法定研修の受講料に対する補助を行う人材確保策を実施すること。
- ⑩ お薬手帳にある情報を含め、電子処方箋やマイナポータルの情報と連携させ、バラバラにある医療情報を「パーソナルヘルスレコード」としてトータルに管理できるようにするため、各機関が連携を強化し、実証実験を行うこと。
- ⑪ 地域における小児慢性特定疾病児童等の実情の把握等が努力義務化されたことを踏まえ、医療費の支給や支援事業等の実施を通じて、小児慢性特定疾病児童等及びその家族のニーズを把握すること。

8. 持続可能な働き方と経済成長の実現

- ① 障害者等のための超短時間雇用を市内民間企業1カ所でモデル事業を実施すること。
- ② 療育センターの言語聴覚士・理学療法士等の有資格者・専門職の処遇改善すること。
- ③ 子育て中の教職員を含めた市の職員も、一般企業の水準に合わせて、現在の未就学児までではなく、子が小学校3年生まで時短勤務を選択できるようにすること。
- ④ 社会人経験者枠のさらなる拡大と、さいたま市非正規公務員に特化した募集枠を社会人経験者枠の中に設置し、職務経験を十分に考慮した人員配置を行うこと。
- ⑤ 会計年度任用職員の専門性に見合った給与体系にすること。
- ⑥ 会計年度任用職員が安心して働き、能力を発揮できる人事制度とするため、会計年度任用職員の意識調査を実施すること。
- ⑦ 社会保険労務士等の専門職を活用し、労働と社会保障に関する学びの機会を設けること。
- ⑧ 歴史資源を観光・経済の視点で活用するため、遷喬館や時の鐘など面的に整備すること。武蔵一宮氷川神社を核としたインバウンド対策を早急に行い、外国人観光客を倍増させ、市内の周遊へとつなげること。
- ⑨ まつり等への補助金は物価高等を十分に考慮すること。
- ⑩ 公共工事設計労務単価の上昇分が、働く者へ分配されていることを確認すること。
- ⑪ 起業家支援として事業資金融資の金利の半分の補助すること。
- ⑫ 新たな手法を検討し、田島産業集積拠点の整備を進めること。
- ⑬ 食肉卸売センターの機能集約に向けて、県との調整を加速し、経営基盤を確実に構築すること。

9. 『人生100年時代』の学びとコミュニティの充実

- ① 公民館の社会教育の充実のため、社会教育主事任用資格や社会教育士などの専門資格を持つ者の割合を50%以上とすること。
- ② 学びを通じて、人づくり、つながりづくり、地域づくりを実現する社会教育事業の拠点としての公民館事業費を増額すること。
- ③ 地域で孤立している方や生きづらい方への公民館等の公共施設を利用した居場所づくりを全館で推進すること。
- ④ 公民館全館へのWi-Fi設置に向けて、中規模・大規模修繕を行う際に地区公民館で整備すること。
- ⑤ 公民館職員に向けて、専門家による体系づけた研修を行うこと。
- ⑥ エレベーター設置が可能な地区公民館の改修を、計画的に早期に完了させること。

10. 脱炭素・循環型社会とみどり豊かな都市の創造

- ① 市街化区域内での緑地空間を確保するため、道路、公園、広場等で街路樹、樹木等の植栽を積極的に行うこと。また、安全等に配慮し、高木や根上りに対しては適正に管理すること。
- ② さいたま市域で30 by 30を達成するために、公有地の積極的確保と合わせて民有地との協定締結も含めて多様な取り組みを進めること。
- ③ 「さいたま水と生きものプラン」において、実地調査と科学的な分析に基づく、生物多様性が豊かな樹林地や草地、湿地等の自然地を、保全が重要なエリアとして地図に明示すること。
- ④ オーガニックビレッジ宣言を行い、国からの助成金を確保し、本市独自の有機農業の取り組みができるようにすること。
- ⑤ 担い手のいない農地と空き家(農家住宅)を探している新規就農者をマッチングする仕組みを作ること。
- ⑥ 耕作放棄地対策や農地保全のために、市が農地を取得し、市民が農業に触れ合える機会を創出するため、駐車場やトイレ等が整備された市民農園を作り運営すること。

11. 命と暮らしを守る防災力と地域安全の向上

- ① 災害時、周産期の母子の健康を観察し、安全安心な避難所を確保するために母子に特化した避難所を設置すること。
- ② 避難所運営訓練に中学生が参加する防災教育を積極的に拡充すること。
- ③ 2025年度に全校設置予定の避難所となる中学校体育館のエアコンに関しては暑くなる前の年度初めに設置し、また、小学校体育館は前倒しして設置すること。
- ④ 荒川氾濫の予想される地域において電柱に浸水深表示板の設置を進めること。
- ⑤ 要配慮者優先避難所の運営に向けて、当事者の意見を聴取するワークショップを開催すること。
- ⑥ 聴覚障害者が避難する拠点となる要配慮者優先避難所を市内東西南北に指定し、手話通訳者を配置すること。
- ⑦ 消費生活相談業務に対しては国の動向に関わらず体制の維持に努めつつ、職員配置と予算措置について十分配慮すること。

12. 地域を支える交通体系の構築と都市基盤整備

- ① 窓口が無人になる駅について、交通権の保障のためにもモニター付きインターホンに変更するため市独自の補助金を検討すること。
- ② 高齢者等の移動支援事業については、カーシェアリングを活用した仕組みなどにも取り組むこととし、10区に拡充するための予算を増額すること。

- ③ 総合評価方式の入札において、地域での継続的なボランティア活動や地域のイベント等の広告協賛・人員の提供などに対して更なる優遇措置を図ること。
- ④ 地下鉄7号線の事業実施要請に向けて、B/CのBを積み上げるための具体的な計画を策定し、実行すること。中間駅周辺まちづくりでは、緑地の保全を図り持続可能性を高め、乗降客数の確保するために、フォレストアドベンチャーを設置すること。また、岩槻駅周辺地区の再開発計画を策定すること。
- ⑤ 年度当初から工事が着手できるよう施工時期の平準化をさらに推進すること。また、多重請負を回避するため大型工事の分別・工区割りにより、地元企業の受注機会を拡大すること。
- ⑥ 難工事完了実績を優遇し、入札不調を減らしていくこと。

1 3. 多様な価値観と人権尊重・ジェンダー平等の推進

- ① 本市のジェンダー平等のまちづくりを進めて行くため、人権・男女共同参画課および男女共同参画推進センター（パートナーシップさいたま）の機能強化を図ること。
- ② さいたま市ジェンダー主流化宣言を行い、市のあらゆる施策にジェンダーの視点から事業を点検し、格差是正に向けた施策実施に取り組むこと。
- ③ 男女共同参画推進本部に実務者レベルのプロジェクトを設置し、全庁的・部局横断的に取り組む体制を作ること。
- ④ 男女共同参画の政策形成と調整機能を有する政策室を設置すること。
- ⑤ 大学ダイバーシティ推進センターとの協働・連携をさらに推進し、ジェンダー平等に取り組む人材を計画的に育成すること。また、職員の研修にも活用すること。
- ⑥ 「手話は言語」との認識を踏まえ、独自条例整備も含めた検討と手話通訳者派遣の充実を図ること。
- ⑦ UNHCRキャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」参加自治体との交流を深め、同ネットワーク参加も含めて、さいたま市としての難民支援をおこなうこと。
- ⑧ パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての各種行政サービス等について、当事者に寄り添い、他自治体で事実婚に準じる扱いとなっている取り組みについて積極的導入を図ること。

1 4. 誰もが健康で心豊かにスポーツ・文化にふれあえるまち

- ① 障害者のスポーツ実施率向上のためスポーツ教室の充実とアウトリーチの拡充を図ること。
- ② さいたまクリテリウムでのタンデムの種目において、視覚障害者だけでなく、広く誰にでも門戸を広げること。

- ③ さいたまマラソンに広く市民が参加できるように制限時間の拡大や距離・種目を多様に展開していくこと。
- ④ 氷川参道沿いに、文化・芸術の振興と発展、地域社会に開かれた美術館を早期に整備すること。
- ⑤ 障害や年齢、国籍に関わらず、ともに文化芸術に触れるためのアクセシビリティを向上させること。

15. 市民協働・公民学連携による地域課題の解決

- ① 2016年3月に策定された「さいたま市公共施設再編検討の進め方 手引き」の全庁的な活用を図り、広く市民の声を反映させながら、事業を進めること。
- ② 個別のまちづくり手法等を示す西浦和駅周辺まちづくりアクションプラン策定にあたっては、地元まちづくり協議会や地権者、商店会等の意見を十分に踏まえること。
- ③ スポーツシュレ推進施設基本計画策定にあたっては、地元商店会や自治会等との意見交換を行うこと。
- ④ 与野中央公園をはじめ、公園にPFI導入を図るに際し、都市公園法の規定に合致する施設とし、市民への十分な説明責任及び意見反映を図ること。
- ⑤ 市外へ流出する決済手数料をさいたま市みんなのアプリによって確実に回収し、株式会社つなぐにおいては、地域住民の意向を酌んだ事業を展開すること。
- ⑥ (仮称) 身近な公園のルールづくりガイドラインの早急な策定と十分な周知を図ること。
- ⑦ 地域の課題を発見し、解決策を考える探究学習を行う小中学校において、校内発表の場を作り、学校の代表者が区内で発表、議員等と懇談する仕組みを検討すること。